○ 環境 省令第一号

玉 家戦 略 特別区 |域法 (平成二十五年法律第百七号) 第二十六条の規定に基づき、 環境省関係国家戦略特別

区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一 部を改正する

命令を次のように定める。

令和元年八月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

環境大臣 原田 義昭

環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置

を定める命令の一部を改正する命令

環境省関係国家戦略特別 区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定

める命令 (平成二十七年) 境閣 省令第一号) の一部を次のように改正する。

次 の表により、 改正 前欄 に掲げる規定の 破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄 に掲げる規定の破線

で囲んだ部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

定する情報の把握をいう。)により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準時地歴調査(規則第五十九条の二第一項及び第五十九条の三第一項に規係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、認定調査係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、認定調査係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、認定調査係る特定有害物質の種類以外の特定によるほか、自然由来特例区域の指定にがる特別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の単位の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が対象が表別では、大壌の対象が対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が対象が表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別を表別を表別では、大壌の対象が表別では、大壌の対象が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	きは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた国家戦略特別区区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたと自然由来特例区域において行われるものをいう。以下同じ。)を定めた、生壌搬出時認定調査事業(認定調査であって、国家戦略特別区域内の第二条 国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域汚	(用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語)	改正後
準 画をいう。)について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けれ	区 三号に規定する認定調査であって、法第二条第一項に規定する国家戦略と 十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第六十条第一項第た 特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業(土壌汚染対策法施行規則(平成の 域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略 の 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第七条の国家戦略特別区	年 [条を加える。]	改 正 前

する特定有害物質の種類から除くことができる。ついては、規則第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第一項に規定のいずれについても、適合していないおそれがないと認められるものに

定を受けた土壌を除く。)に係る認定調査については、適用しない。土壌及び土壌汚染対策法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認工が、一年環境省令第十号)第五条第二十二号イに規定する浄化等済当然由来特例区域内に搬入された土壌(汚染土壌処理業に関する省令(2)前項の規定は、掘削対象地において自然由来特例区域の指定後に当該

定有害物質の種類から除くことができる。 のいずれについても、 定する情報の把握をいう。)により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準 定調查時地歷調查 指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、 別区域汚染土壌搬出時認定調査事業について、規則第五十九条第二項第 たときは、 ついては、 一号及び第三項第一号に定めるところによるほか、 当該認定の日以後は、 規則第五十九条第二項第二号及び第三項第一号に規定する特 (規則第五十九条第二項第一号及び第三項第一号に規 適合していないおそれがないと認められるものに 当該区域計画に定められた国家戦略特 自然由来特例区域の 認

事の認定を受けた土壌を除く。)に係る認定調査については、適用しな化等済土壌及び土壌汚染対策法第十六条第一項の規定による都道府県知例区域内に搬入された土壌(処理業省令第五条第十七号イに規定する浄質・分別の 以下「処理業省令」という。)第五条第十七号イに規定する調金、前項の規定は、汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令の表別の規定は、汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令の表別の規定は、汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令の表別の規定は、汚染土壌の理業に関する省令(平成二十一年環境省令の表別の規定は、汚染土壌の理業に関する省令(平成二十一年環境省会の表別の規定は、

取の規制に関する法律施行規則の特例) (建築物用地下水の採取の許可の技術的基準に係る建築物用地下水の採し

三条第一項の規定により政令で指定された地域に限る。)において、二事業(国家戦略特別区域(建築物用地下水の採取の規制に関する法律第第三条 国家戦略特別区域会議が、特定事業として、帯水層蓄熱型冷暖房

[条を加える。]

る。 業を定めた区域計画について、 第八条第二項第二号に規定する特定事業として、 掲げる要件の全てを満たすと都道府県知事 地下水の全量を外気に接することなく同一の帯水層へ還元するものに限 的に行うことを通じて当該地下水を冷暖房の用に供する事業(採取した 出 記のとおり」とあるのは「ストレーナーの位置は、 っては、指定都市の長。 法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあ の認定を申請し、 以上の揚水設備を用いて帯水層にある被圧地下水の揚水及び還水を一体 した実証試験で被圧地下水を揚水及び還水した帯水層の範囲内とし、 (平成二十五年法律第百七号) 「口の断面積以下」とする。)をいう。以下同じ。)を定めた区域計画について、 揚水機の吐出口の断面積は、 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第二 その認定を受けたときは、 この項において以下同じ。)が認めるものにつ 内閣総理大臣の認定を申請する際に実施 第七条の国家戦略特別区域会議が、 当該試験において用いた揚水設備の (地方自治法 当該認定の日以後は、 帯水層蓄熱型冷暖房事 国家戦略特別区域法 (昭和二十二年 内閣総理大臣 一条中 同法 次に 別 か 吐

一 帯水層蓄熱型冷暖房事業を実施する場所において、季節に応じた地地盤高、地下水の水質及び間隙水圧に著しい変化が認められないことの規模で被圧地下水を採取し、その全量を同一の帯水層へ還元する実の規模で被圧地下水を採取し、その全量を同一の帯水層へ還元する実に試験を実施した結果、当該場所及びその周辺において、季節に応じた地

四 前号の実証試験から得られる情報及び当該設備の運用時に想定され
四 前号の実証試験から得られる情報及び当該設に係るシミュレーション (実測値が再現できるものに限る。)により得られる情報から、
地下水の温度に著しい変化が認められないと想定されること。
場水設備の維持管理及び緊急時の対応に関する計画の策定、揚水設
加事への報告、緊急時の都道府県知事への報告その他の地盤沈下の防
知事への報告、緊急時の都道府県知事への報告その他の地盤沈下の防
上等の観点から必要な措置が講じられていること。

備考 表中の []の記載は注記である。

この命令は、公布の日から施行する。

附

則